

古賀市安否確認緊急対応コール事業 業務委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和8年8月

古賀市保健福祉部福祉課

目 次

1. 背景と目的
2. 業務概要
3. 参加資格要件
4. 選考方法
5. 審査項目
6. 契約に関する基本事項
7. スケジュール
8. 提出方法等
9. 質疑応答
10. 参加者の失格
11. その他の留意事項
12. 問い合わせ先（書類提出先）

1. 背景と目的

現行の古賀市安否確認緊急対応コールの契約期間満了に伴い、引き続きひとり暮らしの高齢者及び重度身体障がい者（以下「高齢者等」という。）の安否確認体制及び日常生活の相談体制を確立し、ひとり暮らしの不安要因を軽減することを目的とし、古賀市安否確認緊急対応コール事業を業務委託する事業者を選定するため、業務仕様を明示し、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

古賀市安否確認緊急対応コール事業業務

(2) 履行場所

古賀市内の緊急通報装置設置者宅

(3) 委託契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日の5年間

(4) 業務内容

別紙「古賀市安否確認緊急対応コール事業 業務委託仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

6,613,200円（税込）

上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることを留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

経費の内訳は仕様書のとおりとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たす者とする

- (1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和7・8年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の「機械器具（福祉・介護用器具）」、「サービス（福祉介護サービス）」、「サービス（その他）」及び「賃貸借（その他）」、「その他役務（その他）」に登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。（共同企業体を除く。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続き開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと
- (6) 過去において、他自治体を含め安否確認緊急対応コール事業業務委託の実績を有している者であること

4. 選考方法

選考方法については、書類審査及びプロポーザル審査により総合評価する

(1) 書類審査

提出された応募書類により、資格要件等を満たしているか審査し評価する

(2) プロポーザル審査

書類審査の要件を満たした参加者を対象に、選考委員においてプレゼンテーション、質疑応答内容等を審査し評価する

① プレゼンテーション実施日程

令和8年10月頃を予定

② 会場

サンコスモ古賀（古賀市保健福祉総合センター）：福岡県古賀市庄205番地

③ 実施時間

1参加者30分以内（企画提案書等の説明20分・質疑応答10分程度）

④ 実施内容

企画提案書等の説明20分・質疑応答10分程度

⑤ 使用資料

企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料の提出は不可とする

※端末及びプロジェクター、スクリーン等の機器については各自で準備すること

⑥ 出席者

実務担当予定者は必ず出席することとし、最大3名までとする

(3) 選考結果

選考結果については、参加者全てに文書にて通知を行う

5. 審査項目

審査項目	
1	制度理解
2	装置
	装置の性能
	操作方法
	保守・点検
	I C Tの活用
3	対応
	専任担当者の配置
	相談対応
	平常時の対応
	緊急時の対応
	災害時の対応
	資質向上への取り組み
	個人情報の管理
4	その他
	仕様書の達成度
	他自治体での実績
	関係機関との連携
	報告体制
	その他提案事項

※見積書については、評価の参考とするため審査の対象としない

6. 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

審査の結果、評価基準に基づき書類審査とプロポーザル審査の合計得点が最も高かった者を業務委託する候補者とし、次年度の契約締結に向けた交渉を行う。交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の業者を業務委託する候補者として交渉する。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき契約を行う業者と内容を確認し決定する

7. スケジュール

実施スケジュール（予定）は、以下のとおりとする

項 目	日 時
プロポーザルの公表	令和8年8月3日（月）から 令和8年8月21日（金）16時まで
参加申込書提出・質問書受付	令和8年8月3日（月）から 令和8年8月21日（金）16時まで
質問回答	令和8年9月11日（金）まで
提案書提出締切	令和8年9月18日（金）16時まで
プロポーザル審査	令和8年10月上旬
選考結果の通知・公表	令和8年10月下旬
契約締結日・業務開始日	令和9年4月1日

※プロポーザル審査は、日程調整により期日を変更する場合がある。その際は、参加者に電話連絡する。

8. 提出方法等

（1）提出書類

次のA～Hの書類すべてを提出すること

記号	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
A	参加申込書	様式1	1	不要
B	企画提案書表紙	様式2	1	6
C	企画提案書	任意	1	6
D	会社概要書	様式3 または任意	1	6
E	事業実績書	様式4 または任意	1	6
F	事業執行体制	様式5	1	6
G	質問書	様式6	必要に応じて	
H	見積書	任意	1	6

※任意様式を含め、提出はすべてA4判とする

※図表等でA3判となる場合は、A4判に折り込むこと

※Hの見積書は、業務の総経費を記載し、積算根拠の内容がわかるものとする

（2）配布

① 期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）16時まで

② 方法

プロポーザルに関する様式は、本市ホームページからダウンロードすること

（3）提出期間

- ・参加申込書・質問書の受付

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）16時まで

- ・上記以外の提出書類：令和8年9月18日（金）16時まで

- (4) 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送の場合は配達証明等を使用のこと。
※持参の場合は、開庁日の9時00分から16時までに持参すること
※郵便の場合は、上記提出期間内に必着のこと
- (5) 提出先
古賀市 保健福祉部 福祉課 福祉相談係

9. 質疑応答

- (1) 質疑に係る提出書類
質問書（様式6）
- (2) 質疑資格者
参加申込書の提出者
- (3) 提出期間
令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）16時まで
- (4) 提出方法
電子メール
- (5) 提出先
古賀市 保健福祉部 福祉課 福祉相談係
- (6) 回答方法
回答はすべての質疑を取りまとめ、すべての参加申込書の提出者に対し、令和8年9月11日（金）までに電子メールにて回答する。ただし、質疑の内容が企画提案等の作成に影響すると判断した場合は、随時回答する。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 提出書類の虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性を害する談合等の行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11. その他の留意事項

- (1) 参加を途中で辞退する場合には、すみやかに連絡すること
- (2) 本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めない
- (4) 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない
- (5) 第三者に対し、業務の一部もしくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせることは原則できない。ただし、相当な理由があり書面により市が承諾した場合には、この限りでない。
- (6) 提出資料は審査作業に必要な範囲において複製する場合があることを承諾のこと
- (7) 本要領に定めのない事項については、古賀市の指示によるものとする

1 2. 問い合わせ先（書類提出先）

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

古賀市 保健福祉部 福祉課 福祉相談係

TEL：092-942-1156

FAX：092-942-1154

E-Mail：houkatu@city.koga.fukuoka.jp